

# 日本の有権者は「ヘイトスピーチ」を どう理解していたか ——KJ法を用いた分類——

村 上 剛\*

## 目 次

1. はじめに
2. 先行研究の検討
3. 仮説と調査・分析方法
4. 分析結果
5. まとめと考察

## 1. はじめに

2000年代後半以降、日本では主に在日コリアンに対するヘイトスピーチ集会が社会問題として顕在化し、ヘイトスピーチの解消のための取り組みが政治課題となった<sup>1)</sup>。その後、2016年にいわゆる「ヘイトスピーチ解消法」

---

\* むらかみ・ごう 立命館大学法學部教授

1) この時期におけるヘイトスピーチをめぐる社会の動態や裁判、国際法（特にあらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約）に対する日本政府の対応などについては、本稿の範疇外となるため触れない。詳細は以下を参照のこと。師岡康子『ヘイト・スピーチとは何か』東京：岩波書店、2013年；明戸隆宏、瀧大知『現代日本におけるヘイトスピーチの実態』別冊法学セミナー【編】『ヘイトスピーチとは何か』（別冊法学セミナー258）東京：日本評論社、2019年：2-15頁；川西晶大「日本におけるヘイトスピーチ規制——ヘイトスピーチ解消法をめぐって——」レファレンス（807号、2018年）、51-73頁；魚住裕一郎、西田昌司、矢倉克夫、三宅伸吾、有田芳生、仁比聰平、谷亮子（監修）『ヘイトスピーチ解消法：成立の経緯と基本的な考え方』東京：第一法規、2016年；Shibuchi, Daiki. 2016. "The Struggle against Hate Groups in Japan: The Invisible Civil Society, Leftist Elites and Anti-

(正式には、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」)が成立したわけだが、その条文に用いられる「本邦外出身者」という言葉（日本国領域外に出自を持つ者の意）が示すとおり、この解消法は、在日コリアンなど特定の出自の者がヘイトスピーチの対象となっていた現実を踏まえて立法されたものである<sup>2)</sup>。

それでは当時、多くの日本人はこの政治問題——すなわち、ヘイトスピーチの解消または規制——をどのように認識・理解していたのだろうか。別のことばで言い換えれば、日本人々がヘイトスピーチの解消・規制問題について考えたとき、まずは何を思い浮かべ、どのような問題として捉えていたのか。

このような問いを立てる理由は、ヘイトスピーチ解消を目的とする立法および政治を議題する際の議題の中心が、別のところに存在しているからである。つまり、社会にあるヘイトスピーチの問題を立法やその運用により解決するべきかどうか、という問題で見られる対立構図は、表現の自由の保護と、広く社会的または公共的な害悪の防止との間の価値の衝突であ

---

Racism Groups." *Social Science Japan Journal* 19(1): 71-83.

- 2) もちろん、本法律は他のマイノリティに対するヘイトスピーチや他の差別的言動をその範疇外とする、あるいは許容するといった趣旨を含むものではない。その裏付けとして、次のような事実が存在する。まず、本法発起人の西田昌司（当時参議院議員・法務委員会理事、自民党）は、当時、在日コリアンがヘイトスピーチの対象として攻撃されている事実を踏まえて、「法律に対して対象者が不必要に拡大しないように」（魚住ほか2016: 19、前掲注1）、対象を限定して法案を作成したが、同時にアイヌ民族など他のマイノリティに対するヘイトスピーチが「許されない」こと、そしてそれは本法の運用により対応することが可能であることを、第190回国会の参議院法務委員会にて述べている（魚住ほか2016: 20-22、前掲注1）。また、本法律の付帯決議の第二項には、「『本邦外出身者に対する不当な差別的言動』以外のものであれば、いかなる差別的言動であっても許されるとの理解は誤り」であり、これは「基本的認識」と記されている。衆議院「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律案に対する附帯決議」衆議院ホームページ（2016年作成日不明、2025年8月31日最終確認）〈[https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb\\_rchome.nsf/html/rchome/Futai/houmu684D38F3EE8DA72649257FBD00182F0C.htm](https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_rchome.nsf/html/rchome/Futai/houmu684D38F3EE8DA72649257FBD00182F0C.htm)〉、同法が成立に至った政治過程については、以下を参照。樋口直人「ヘイトが違法になると——ヘイトスピーチ解消法制定をめぐる政治過程」レヴァイアサン（62巻春号、2018年）、96-115頁。

る<sup>3)</sup>。この議論が、この問題のある種の本質を捉えていることは間違いない。しかし、ヘイトスピーチという社会現象、そしてそれを社会・政治がどのように対処すべきかといった問題は、それに対する一般の人々の認識・理解や意見を通じて生じる現象、あるいは決定される問題でもある。そのことを踏まえると、当時の一般の人々にとって、「ヘイトスピーチ問題」が何を意味していたのか、そしてどのように捉えられていたのかを理解することは、これがどういった特徴を持つ政治であったのかを理解する上で役に立つ。

従って本稿の目的は、日本の有権者がヘイトスピーチの問題をどのように理解していたのかを把握することとする。より具体的には、人々が「ヘイトスピーチ」という単語を聞いたときに、まず何を思い浮かべ、誰を対象としたものだと想定していたのかを検討することで、当時の日本の有権者にとってヘイトスピーチが意味した内容を推察する。

### 得られた知見

2018年に行ったウェブ調査における自由記述回答に出てきた単語を、KJ法（3章にて詳述）を用いて整理して検討した結果、以下の知見を得た。すなわち、多くの日本人にとって「ヘイトスピーチ」とは、在日コリアンや東アジア諸国との国際関係をめぐる政治を反映し、コード化された政策問題である、ということである。

次章では、まず人々のヘイトスピーチ規制に対する態度に関する先行研究を簡潔に概観する。その後、人種的にコード化された政策態度に関する別の研究群に着目し、それらの研究の応用可能性を議論する。第3章では、

3) Waldron, Jeremy. 2012. *The Harm in Hate Speech*. Cambridge, Mass: Harvard University Press, pp. 4-6 (ジェレミー・ウォルドロン【著】、谷澤正嗣、川岸令和【訳】『ヘイト・スピーチという危害』東京:みすず書房、2015年); Baker, C. Edwin. 2012. "Hate Speech." In Michael Herz and Peter Molnar (eds.), *The Content and Context of Hate Speech: Rethinking Regulation and Responses* (pp. 57-80). Cambridge University Press, 63-67.

本研究の中心的な仮説と、それを検討するために用いるデータ、調査方法、分析手法を説明する。続く第4章では、人々が「ヘイトスピーチ」という単語から想起した単語の頻度とその上位概念のグループを検討することで、日本の有権者がヘイトスピーチ解消・規制をどのように捉えていたのかを分析・検討する。最終章では、これらの知見を総括し、より広範な含意について論じる。

## 2. 先行研究の検討

本章では、民主主義国家における人々のヘイトスピーチに対する態度に関する先行研究を概観する。本レビューでは、主として政治心理学および政治行動の分野における主要な研究に焦点を当て、ヘイトスピーチ規制に関する法的または規範的議論は割愛する。まずは人々がヘイトスピーチ規制の態度に影響を与えるとされる主たる要因を検討した後、人種的にコード化された政策に関する文献に移り、それらをヘイトスピーチ規制の理解に対する理論的な枠組みへと応用する。

### ヘイトスピーチに対する態度に影響を与える要因

政治心理学において、ヘイトスピーチ規制に対する人々の態度は、長らく政治的寛容性の枠組みで論じられることが多かった<sup>4)</sup>。多くの人々は、確かに言論の自由が民主主義における基本的権利の一つであることを認めるものの、有害な意図を伴い、社会規範や公共善を著しく侵害する発言には、一定の制限が設けられるべきだと考える。特に人種的・民族的マイノリティ

---

4) Sullivan, John L., James Piereson, and George E. Marcus. 1982. *Political Tolerance and American Democracy*. University of Chicago Press; Sniderman, Paul M. et al. 1989. "Principled Tolerance and the American Mass Public." *British Journal of Political Science* 19(1): 25–45.

の排除を訴える公的発言に対しては、不寛容な態度が顕著に見られる<sup>5)</sup>。これは、現代の多くの民主国において、性的指向や出自、人種、宗教、年齢などに基づく差別的発言は認めるべきではない、とする社会規範が広く共有されているからであり、それが民主的価値をも脅かすものと認識される場合は、人々はイデオロギーを超えて規制を支持する<sup>6)</sup>。

その一方で人々は、自らの政治的立場に都合の良い場合には表現の自由への規制を認め、都合が悪い場合は表現の自由の原則を優先しがちであることも知られている。つまり人々は、差別発言の被害者に対してどれだけ共感や反感を抱くかによって、その差別発言に対して言論の自由の原則を適用すべきか、あるいは規制すべきかを決めるという、いわば二重基準を持つ傾向があるとされているのである<sup>7)</sup>。近年の研究では、この点を人々の持つイデオロギー態度とヘイトスピーチの規制態度との関係に応用して、極めて示唆に富む結果が示されている。すなわち、政治的リベラル派・左派を自認する者は、保守派・右派を自認する者に比べて、一般的に言論の自由を緩やかに支持するのだが、その一方で、ヘイトスピーチによる害悪をより強く認識する傾向が見られる<sup>8)</sup>。これは、リベラル派がヘイトスピーチの被害者により共感しやすいためだとする見方もあるものの、多くの場合、ヘイトスピーチの被害者がリベラル派にとって想定されやすい現実や枠組みが存在しているからではないかと疑う見方もある<sup>9)</sup>。実際に、精緻な実験

5) Harell, Allison. 2010. "The Limits of Tolerance in Diverse Societies: Hate Speech and Political Tolerance Norms Among Youth." *Canadian Journal of Political Science* 43(2): 407-32.

6) Sniderman et al. (1989)、前掲注4；Harell (2010)、前掲注5。

7) Sullivan, Piereson, and Marcus (1982)、前掲注4。

8) Downs, Daniel M., and Gloria Cowan. 2012. "Predicting the Importance of Freedom of Speech and the Perceived Harm of Hate Speech: Predictors of Free Speech and Hate Speech." *Journal of Applied Social Psychology* 42(6): 1353-75; Lindner, Nicole M., and Brian A. Nosek. 2009. "Alienable Speech: Ideological Variations in the Application of Free-Speech Principles." *Political Psychology* 30(1): 67-92; 河野勝、西澤由隆「ヘイトスピーチ規制への賛否はどう決まるのか」中央公論（133巻、2019年4月号）、166-180頁。

9) Suedfeld, Peter, G. Daniel Steel, and Paul W. Schmidt. 1994. "Political Ideology and

デザインを用いたいくつかの研究では、政治的左派と右派が、自らの政治的立場にとって脅威に感じる集団の表現の自由に対しては、ほぼ同程度に不寛容であったことが示されている<sup>10)</sup>。そうだとすると、リベラル派は原則的には表現の自由を支持するが、ヘイトスピーチの被害者が人種的マイノリティであるときに保守派より表現の規制を支持することは、彼・彼女らの政治的立場からすると理にかなっている。

人々がヘイトスピーチの規制を支持するかどうかが、想定されている被害者が誰であるかに依存しているのであれば、表現の自由の「原則」に対する態度よりも、その被害者に対してどのような態度や感情を持っているかが鍵を握ると考えられる。実際に、Roussos and Dovidio (2018) は、人々が持つマイノリティに対する反感の度合いが、彼らに対するヘイトスピーチがどの程度の害悪をもたらすかという認識、それを許容すべきかの判断に重要な役割を果たすと示唆している<sup>11)</sup>。従って、人々がヘイトスピーチの解消や規制をどのように判断するのかを理解するには、それがどの集団を対象とした政治問題と人々が捉えているのかを理解する必要がある。

### 人種・民族的コード化された政策

上記のように、論理的には矛盾ないし対立すると考えられる人々の態度（表現の自由は支持するが、同時にヘイトスピーチの規制も支持する）を考える場合、コード化された政策という概念がこの理解に役立つ。コード化された政策とは、人々が言葉の上ではある政策について語っているように聞こえ

---

Attitudes Toward Censorship." *Journal of Applied Social Psychology* 24(9): 765-81.

10) Brandt, Mark J. et al. 2014. "The Ideological-Conflict Hypothesis: Intolerance Among Both Liberals and Conservatives." *Current Directions in Psychological Science* 23(1): 27-34; Crawford, Jarret T., and Jane M. Pilanski. 2014. "Political Intolerance, Right and Left." *Political Psychology* 35(6): 841-51.

11) Roussos, Gina, and John F. Dovidio. 2018. "Homonegativity, Perceived Free Speech Protections, and Perceptions of Harm Predict Judgments of Hateful Acts Motivated by Sexual Prejudice." *Psychology of Sexual Orientation and Gender Diversity* 5(4): 457.

るが、実質的にはその言外の内容について人々が考えているような場合を指す。例えば、米国において福祉と犯罪予防は、いずれも人種的にコード化された政策であると繰り返し指摘されている。つまり、福祉や犯罪政策について語られているが、そこで人々が考慮している内容の中心は、特定の人種的マイノリティ（主にアフリカ系アメリカ人）であるというのである<sup>12)</sup>。このような場合、福祉や犯罪に関する特定の言い回しや、人種的マイノリティ（主にアフリカ系アメリカ人）を想起させる表現が、主に白人の人種的マイノリティに対する態度を喚起し、その態度が福祉や犯罪政策に対する認識や選好を強く規定する。後に続く研究では、アメリカの有権者に対して福祉や犯罪政策を説明する際に、単純に人種を仄めかすだけで、人々の人種的考慮を強く喚起することが示されている<sup>13)</sup>。これは、政治エリートが人種について語らなくても、多くの人は文脈からそれを判断してそれを「聞き取り」、彼・彼女らの人種的関心に訴えることができる（いわゆる「犬笛政治」）ことを示している<sup>14)</sup>。

人種的マイノリティに対する態度は、コード化された政策選好には具体的にどのように影響するのだろうか。上記の米国の福祉政治の例ではまず、

12) Gilens, Martin. 1996. "Race Coding' and White Opposition to Welfare." *American Political Science Review* 90(3): 593–604; Gilens, Martin. 1999. *Why Americans Hate Welfare: Race, Media, and the Politics of Antipoverty Policy*. Chicago: University of Chicago Press; Hurwitz, Jon, and Mark Peffley. 1997. "Public Perceptions of Race and Crime: The Role of Racial Stereotypes." *American Journal of Political Science* 41(2): 375–401.

13) Mendelberg, Tali. 2001. *The Race Card: Campaign Strategy, Implicit Messages, and the Norm of Equality*. Princeton University Press; Valentino, Nicholas A., Vincent L. Hutchings, and Ismail K. White. 2002. "Cues That Matter: How Political Ads Prime Racial Attitudes During Campaigns." *American Political Science Review* 96(1): 75–90; Domke, David. 2001. "Racial Cues and Political Ideology: An Examination of Associative Priming." *Communication Research* 28(6): 772–801. ただし、仄めかす方法では同様の効果が再現できなかったとする以下の議論も参照。Huber, Gregory A., and John S. Lapinski. 2006. "The 'Race Card' Revisited: Assessing Racial Priming in Policy Contests." *American Journal of Political Science* 50(2): 421–40.

14) Haney-López, Ian. 2015. *Dog Whistle Politics: How Coded Racial Appeals Have Reinvented Racism and Wrecked the Middle Class*. Oxford University Press.

多くの白人系アメリカ人が、福祉の主要な受給者はアフリカ系アメリカ人である、あるいは現実が示す以上に福祉依存的である、という誤解を抱いていると指摘されている<sup>15)</sup>。そこで、人々が福祉の受益者に注意を向けさせるように福祉政策について考えさせると、人々は集団中心的な思考で福祉政策を捉えるようになり、その結果、受益集団（この場合、アフリカ系アメリカ人）に対する態度が福祉政策の選好に大きく影響するようになる<sup>16)</sup>。「貧しい国民を救うのは、政府の役割である」といった、福祉の原則には賛成するアメリカ人であっても、アフリカ系アメリカ人に対して否定的偏見や不信感、福祉に関する誤解を強く抱くようであれば、福祉政策の拡充には反対するようになるのである<sup>17)</sup>。

### 日本のヘイトスピーチ問題への応用

これらの知見は、日本の人々のヘイトスピーチに関する（規制）政策選好にも応用できるのだろうか。日本においてもし、ヘイトスピーチの解消や規制に関する政策が、民族的にコード化された問題であったならば、日本の人々もまた、表現の自由といった抽象的な価値観よりも、政策の受益者集団を想定し、その集団に対する態度に基づいて政策選好を形成するはずである。この予測の元となる微かな兆候は、ヘイトスピーチ解消法が登場する前に行われた先駆的な調査結果において観察できる。調査対象は都市圏（東京、大阪、京都、神戸、福岡など）に在住する大学生に限られているものの、井沢／金は、2013年当時の日本の大学生に対し、韓国・朝鮮人（在日を含む）に対する親近感（より具体的には、Bogardus の社会的距離尺度<sup>18)</sup>）と、在日コリアンに対するヘイトスピーチに対する態度を5件法（「何とも思わ

15) Gilens (1996), 前掲注12。

16) Nelson, Thomas E., and Donald R. Kinder. 1996. "Issue Frames and Group-Centrism in American Public Opinion." *Journal of Politics* 58(4): 1055-78.

17) Gilens (1996), 前掲注12。

18) Wark, Colin, and John F. Galliher. 2007. "Emory Bogardus and the Origins of the Social Distance Scale." *The American Sociologist* 38(4): 383-95.

ない」から「ぜったいにやめるべきだと思う」）で尋ねた。その結果、両者の間には、極めて強い相関があることを示している<sup>19)</sup>。「身近に在日コリアンがいる・親近感を感じる者ほど、彼・彼女に対するヘイトスピーチは許せない」というこの調査結果自体は、特に驚くべき内容ではない。しかし重要なことは、理論的に対象者が在日コリアンだけに限定されなければならないはずのヘイトスピーチが、既にこの時点では在日コリアンに対する政治問題として捉えられている可能性があることである。

日本がたどったヘイトスピーチへの対応をめぐる政治過程は、他の民族的マイノリティ——例えばアイヌ、日系人、東アジア諸国以外から来た外国人——に対するものではなく、また、歴史的に社会的劣位に置かれてきた他のマイノリティ集団——いわゆる部落・同和、女性やLGBTQなどの性的マイノリティ、障害者、あるいはイスラム教徒など——に対するものを経験・検討したことにより生じた訳ではなかった。明らかに、在日コリアンに関するヘイトスピーチを契機としていた。そうであるならば、日本人による典型的な「ヘイトスピーチ規制」の捉え方は、その対象である在日コリアンをめぐる政治についての認識を反映したものと考えられる。更にそれは、単純に在日コリアンを対象とした認識にとどまらず、近年の日本と東アジア諸国との外交摩擦に対する人々の見方をも反映していた可能性がある。樋口による在特会（在日特権を許さない市民の会）メンバーの活動と言説に関する先駆的研究が示すとおり、同会によって引き起こされたヘイトスピーチ・デモでは、日本と東アジア諸国との関係、特に韓国、中国との国際関係上の緊張に対する強い怒りや反発感情を、論理的には直接つながりのない在日コリアンに投影・転嫁する言説が多く観察されているか

---

19) 井沢泰樹「ヘイトスピーチ等に関する質問紙調査——本学部生311名からの回答——（調査報告）」東洋大学社会学部紀要（51巻1号、2014年）、123-135頁；井沢泰樹（金泰泳）「ヘイトスピーチと若者の意識——大都市圏の大学生の調査から——」東洋大学人間科学総合研究所紀要（16号、2014年）、87-109頁。

らである<sup>20)</sup>。在日コリアンに対するヘイトスピーチは、在特会のそうした主張や立場と結びつけられ、報道されていた<sup>21)</sup>。

ここまで議論から引き出される理論的予測を単純化して示すと、以下のようになる。日本において「ヘイトスピーチ問題」は、在日コリアンに関する政治としてコード化されて理解されているため、人々が「在日コリアン」という言葉の前置きを全くせず、一般的に「ヘイトスピーチ」について尋られても、自動的に「在日コリアン」とセットで、更には「韓国・中国と日本との国際関係」を視野に入れてこの問題を捉えるであろう。更に、一般的にヘイトスピーチに対してどのような政策的対処をすべきかを尋ねても、それは「被害にあっている在日コリアンを助ける政策」の是非を尋ねていることとほぼ同義に認識される可能性がある。

### 3. 仮説と調査・分析方法

もし、日本において「ヘイトスピーチの問題」あるいはそれに関する政策的対処が、多くの日本人にとって在日コリアンおよび東アジア諸国との政治関係に関わる問題としてコード化されていたならば、「ヘイトスピーチ」という単語そのものが、他より在日コリアンや東アジア諸国を想起させるはずである。これは、以下の極めて単純な仮説の形で表すことができる。

日本人が「ヘイトスピーチ」という語を見聞きして、まず思い浮かべる内容を答えると、在日コリアンや東アジア諸国（主に韓国と中国）、あるいはそれに深く関連した概念・集団を挙げる。

この仮説の含意として重要なことは、「他のマイノリティ集団」あるいは別の概念と比べて、そうした回答頻度が高くなる、ということである。例

---

20) 樋口直人『日本型排外主義——在特会・外国人参政権・東アジア地政学』名古屋：名古屋大学出版会、2014年。

21) 樋口（2018: 102-104）、前掲注3。

えば、もしヘイトスピーチが上記のようにコード化されていなければ、その被害者として他のマイノリティ集団（アイヌ、日系人、東アジア諸国以外から来た外国人、部落・同和、性的マイノリティ、障害者など）を想起して挙げる可能性は十分にありうる<sup>22)</sup>。また、人々がヘイトスピーチ規制の問題を、「表現の自由」に関わる権利や価値の衝突として捉えているのであれば、同語を見聞きしてまず思い浮かべる内容は、そうした概念に関連する言葉（表現・言論の自由、権利）のはずであろう。つまり本仮説を検討する核心は、他のことを考え別の言葉を挙げる可能性が十分あるにも関わらず、日本ではヘイトスピーチ問題が在日コリアンと東アジア諸国の政治にコード化されているために、同語に関連した集団や概念に集中してしまう、ということである。

本稿では、以下に述べるオンライン調査で尋ねた複数の自由記述質問への回答を用いてこの仮説を検証する。以下では、オンライン調査の手続きとそのデータ、そして分析手法の順に説明する。

### 調査方法とデータ

筆者を含む「日本におけるヘイトスピーチの心的基盤と法規範形成の研究」のチームは、2018年3月20日から26日にかけて、「日本と国際社会に関する意識調査」というオンライン調査を実施した<sup>23)</sup>。調査の参加者募集と運営は(株)日経リサーチに委託し、同社および提携パネルから20歳から69歳までの日本人を参加者として募集した。回答者は、6つの居住地域（北海道+東北、関東、中部、近畿、中国+四国、九州+沖縄）、年齢、性別ごとの人口構成が、日本の人口分布を概ね代表するように選んだ。最終的に6,464名が調査を完了したが、本稿ではその中から無作為に選ばれ、自由記述質問

22) 日本以外の国で人々に同様の質問をした場合、挙げられるであろうマイノリティ集団の多様性を推測してみれば、日本人の回答が「在日コリアン」に集中する論理的必然性が全く無いことは明らかであろう。

23) 研究プロジェクトとチーム、研究費助成の詳細等については、文末の付記に記した。

を含む一連の質問ブロック（以下、自由記述ブロック）に回答した568名を対象とする。

自由記述ブロックに回答するように求められた参加者は、まず無作為に以下aとbの2群に分けられ、それぞれ異なる質問に答えた。

- a) 「ヘイトスピーチ」という語を聞いたときに思い浮かぶことを、1つのテキストボックスに制限なく自由に入力（273名）。
- b) 「ヘイトスピーチ」という語を聞いたときに思い浮かぶことばや単語を、最大5つまで、小さなテキストボックスに区切って自由に入力（295名）。

このとき、ヘイトスピーチに関連するいかなる情報（出来事、法律、在日コリアンなど）も一切提示せず、また回答者に深く考えるよう促すこともしなかった。何も思い浮かばない、あるいは答えたくない回答者のために、「特になし・答えたくない」の選択肢を用意した。

次に、a群で何らかの言葉を入力した回答者は、次の質問(aSQ1)で「ヘイトスピーチ」を特徴づけると思われる単語を最大3つ挙げるように求めた（「何もなし・答えたくない」と答えることも可能、以下すべての質問につき同様）。さらにその次の質問(aSQ2)では、ヘイトスピーチに関連して思い浮かべる集団を同様に最大3つ挙げるよう求めた。更にb群についても、最初に尋ねた質問の後に、aSQ2と全く同じ最大3つの関連集団を挙げる質問を尋ねた（bSQ1=aSQ2）。

どちらの群に振り分けられても、最初の質問で一語も書かず、「特になし・答えたくない」を選んだ回答者は合計294名いた。これらの回答者はc群として、「ヘイトスピーチ」という語を聞いたときに思い浮かぶ語を、あらかじめ用意した48の単語リストから好きなだけ選ぶ方式の質問を尋ねた。このリストには、「差別」、「憎悪」、「侮辱」、「表現の自由」といった単語や、「在日コリアン」、「LGBT」、「ムスリム」、「障害者」、「同和」、「マイノリティ」といった複数の少数派集団が含まれ、語の提示順序は完全無作為に変更して表示させた。更にc群の回答者にはその質問の後、提示した単語

以外に思い浮かんだ単語があれば、それを最大3つまで挙げるよう求めた(cSQ1)。

c群のあらかじめ提示した単語を除いて、以上の質問法によって得られた自由回答の単語数は、重複を含め804語に上った。これらの単語を分類した上で、その出現頻度を仮説検証に用いた。

### 分析方法：KJ法を用いた単語の分類と統合カテゴリーの作成

上記の手順により採取した回答データの長さと特徴は多様である。これを本研究における仮説検討に用いるためには、異なるタイプの回答データを集約し、単純化することが必要となる。

そこでまず、得られた単語・語句を文脈に頼らず、それ自体によって構成されうる大きな概念にまとめられるかどうかを考え、いくつかのカテゴリーに分類したい。そして、それらのカテゴリーに属すると考えられる単語を特定し、回答者が記したすべての内容を対象に、どのカテゴリーに属する単語を記述したかを回答者個人ごとに判定することで、回答者が「ヘイトスピーチ」から主にどのような内容を想起していたのかの全体像を検討したい。

本研究では、簡易的な方法として、まずは改良したグループ型KJ法を採用した<sup>24)</sup>。KJ法とは、カードなどに書かれた単語や語句を、研究者や第三者がより広い概念カテゴリーに属すると合理的に判断できるものをまとめあげ、これ以上は集約できないところまで統合していく方法である<sup>25)</sup>。本研究においては、筆者の授業を履修したことのある学部生4名をリサーチ・アシスタントとして雇用し、川喜田の本の該当箇所を読んで方法を理解し

24) 川喜田二郎『創造性開発のために』(中公新書136) 東京：中央公論社、1967年；川喜田二郎『統発想法：KJ法の展開と応用』(中公新書210) 東京：中央公論社、1970年。

25) 川喜田(1967, 1970)、前掲注24。英文献、特に人類学におけるKJ法の方法論的位置づけと、川喜田次郎のアプローチの説明は、以下に詳しい。Scupin, Raymond. 1997. "The KJ Method: A Technique for Analyzing Data Derived from Japanese Ethnology." *Human organization* 56(2): 233-37.

てもらった上で、記述された単語を分類・統合してもらった<sup>26)</sup>。分類対象としたのは、a群の最初に尋ねた完全自由回答以外の質問 (aSQ1とaSQ2) と、b群のすべての自由回答質問 (最初の質問とbSQ1)、そしてc群の補足質問 (cSQ1) で記述された単語・語句すべてである。これらを並列に並べ、KJ法を適用してゲームのように集約分類・統合してもらった。この際、研究者がその目的や理論的背景を分類に投影することで生じるバイアスを回避するため、KJ法のやり方と本研究の一般的な文脈 (世論調査においてある質問に対する自由回答である旨) を最初に説明したが、その理論的背景や本稿の研究目的は一切説明せず、作業手続きに関する質問に答える以外には、実質的な分類作業に介入しなかった。

最終的に彼・彼女らは、単語の一部を26の広範なカテゴリーに統合し、それぞれのカテゴリーに異なる概念ラベルを付与した。その後、筆者がカテゴリー間の類似性、境界の明確さを評価した上で、それらを更に上位の11カテゴリーに統合した<sup>27)</sup>。そして筆者は、どの単語がどのように分類されたかを細かく確認したのち、このコーディング・カテゴリーに基づいて、自由回答に出てくる他の単語や語句を可能な限り分類した。その結果を表1に示す。

統合されたカテゴリーの意味を考えると、それらは相互排他的な関係にはないことは明らかである。しかし、複数のカテゴリーに属する単語や語句が最小限となるように保守的なアプローチを採用した。以下の分析では、回答データにあるすべての単語を対象に、それらが11項目のどこに属する

---

26) この作業にはそれぞれ、宇佐美友紀氏、小林杏花氏、前田拓巳氏、山根寛士氏による多大な協力を得た。ここに深い感謝の意を表する。

27) 筆者によるこの統合は、具体的には以下のようない判断であった。4人のコーダーは当初、「マイナスの感情」というタグで集約されていたカテゴリー（4階層目、単語は侮辱、憎しみ、蔑視など）と、「ネガティブ」というタグで集約されていたカテゴリー（4階層目、単語は侮蔑、こわい、はずかしい、許さないなど）を別々に作成していた。筆者はこれらを1つのカテゴリーに統合し、5階層目の項目として「否定的な感情や評価」（表1の#7）とした。この手続きにより、筆者の研究者バイアスが生じていることは否めないが、本論文においてはカテゴリー数を絞ることによる僨約性のメリットが勝ると判断した。

表1. 統合カテゴリー11項目と、各項目に属する語句一覧

#	統合カテゴリー	項目に属する主要な単語
1	在日コリアン	在日；コリアン；川崎市；新大久保；総連；朝連；民団；在特；桜井；チョン；嫌韓；反韓
2	東アジア諸国	朝鮮（&not 在日）；韓国（&not 在日）；中国（&not 在日）；嫌中；嫌韓；反韓；シナ；特亜
3	差別語と差別集団	差別；白人（&主義）；チョン；ニグロ；ジャップ；チョッパリ；げい；ホモ；KKK；トリブルケー；ナチ；在特会；しばき
4	人種と民族	人種；民族；部落；レイシズム；レイシスト；イエロー；ブラック；肌（&色）；黒人；白人
5	右翼	右翼；ネトウヨ；街宣車；日本会議；極右；国粹主義；保守
6	攻撃的・扇動的な言葉と行動	扇動；攻撃；排除；排斥；暴力；暴言；脅迫；過激；煽り；誹謗；威圧；侵害；中傷；悪口；dis；言い放題；傷つける；貶める；ネガティブキャンペーン；印象操作；出ていけ；帰れ；死ね；殺せ
7	否定的な感情や評価	侮辱；侮蔑；蔑視；偏見；ヘイト；憎悪；悪意；見下し；敵意；くせに；ダメ；許さない；不快；嫌悪；はずかしい；こわい；不安；好ましくない；わがまま；汚い
8	マイノリティ（人種・民族を除く）	マイノリティ；LGBT；ホモ；レズ；バイセク；同性愛；同和；部落；障害；障がい；ハンディ
9	政党と政治	政府；政権；政治；安部；党；自民；民主；共産；社民；立憲民主；民進；社民；大阪維新の会；国会；議員；政策
10	デモ、抗議と抗議団体	デモ；抗議；集会；行進；街宣車；スピーカー；しばき；シールズ（SEALS）；VS.団体；在特；プロ人々
11	メディア	メディア；マスコミ；ニュース；報道；TV；新聞；朝日；毎日；カナロコ；ネット；SNS；Twitter（ツイッター）；ツイート；BPO；TBS

のかを分類し、その結果を回答者ごとに整理することで、日本人の「ヘイトスピーチ」の主要な捉え方を理解しようとする。当然のことながら、同一回答者が異なるカテゴリーに属する単語を記述することがあり得るし、その場合は重複をそのまま統計に反映させる（例えば、ある回答者は #1と #3に該当する単語を記述し、別の回答者は #2のみ該当する単語を記述し、更に別の回答者はどのカテゴリーにも該当しない単語を記述していたとしても、それらを N=3としてまとめて数え上げるため、結果は #1、#2、#3の頻度がそれぞれ1回ということになる）。

これらの作業は、樋口耕一が開発したテキスト分析ソフト KH Coder を用いて集計した<sup>28)</sup>。つまり、回答にあった全ての単語・語句が、表1にある11のカテゴリー内の単語と合致していれば、その回答者はそのカテゴリーに属する単語を記述したものとして記録し、最終的にはその分布（各統合カテゴリーに分類されたのべ人数の合計）を出力した。もしへイトスピーチのコード化された性質という前提が正しければ、表1に示す「在日コリアン」と「東アジア諸国」の2つのカテゴリーに属する語句を記述した回答者が多いと予測できる。

#### 4. 分析結果

「ヘイトスピーチ」が、在日コリアンおよび東アジア諸国との関係を想起させるという仮説を、まずは単純に単語の出現数から検討する。表2は、回答で現れた全単語（重複を含む804語）において、参加者が最も頻繁に記述した40単語を上位から順番に示している。仮説が示す在日や東アジア諸国、またはそれらと密接に関連する語には、セルを灰色に着色している。

第一に、「在日」（59回）は、ヘイトスピーチを的確に特徴づける語である「差別」（101回）に次いで2番目が多く記述されていた。これは仮説と整合的である。他に民族的マイノリティを表す単語の頻度と比較すると、その頻度は圧倒的に多い。表2の中では「黒人」（12回、17位）と「中国人」（8回、31位）の2語が該当するが、それらを合計しても「在日」の頻度には届かない。第二に、「コリアン」という単語は見当たらないものの、「韓国」（56回）と「朝鮮」（50回）が「在日」と同程度の頻度で続いている。今

---

28) Higuchi, Koichi. 2016. "A Two-Step Approach to Quantitative Content Analysis: KH Coder Tutorial Using Anne of Green Gables (Part I)." *Ritsumeikan Social Sciences Review* 52 (3): 77-91; Higuchi, Koichi. 2017. "A Two-Step Approach to Quantitative Content Analysis: KH Coder Tutorial Using Anne of Green Gables (Part II)." *Ritsumeikan Social Sciences Review* 53 (1): 137-47.

表2. 自由記述ブロックで回答された単語のうち最頻40単語（c群の最初の回答を除く）

順位	単語	頻度（回）	順位	単語	頻度（回）
1	差別	101	21	人権	10
2	在日	59	22	反対	10
3	韓国	56	23	問題	10
4	朝鮮	50	24	許す	9
5	右翼	47	25	自分	9
6	団体	44	26	偏見	9
7	人種	38	27	北朝鮮	9
8	日本	26	28	悪口	8
9	民族	20	29	言葉	8
10	思う	19	30	出る	8
11	発言	18	31	中国人	8
12	ヘイトスピーチ	15	32	批判	8
13	人	15	33	KKK	7
14	中国	15	34	トランプ	7
15	主義	13	35	ヘイト	7
16	デモ	12	36	帰る	7
17	外国	12	37	国	7
18	黒人	12	38	朝鮮総連	7
19	在特会	12	39	日本人	7
20	言う	10	40	侮辱	7

回の分析では、単語の分類を困難にさせるため、「在日朝鮮人」という1つの単語としてテキスト認識させなかった。従って、少なくとも「朝鮮」は多くの場合、国名としてではなく、「在日」との組み合わせで出現している場合が多い（「北朝鮮」は別の単語として認識させている）。これらは少なくとも、「ヘイトスピーチ」という単語が、在日朝鮮人、韓国人または韓国を強く想起させていることを示していると言える。第三に、ヘイトスピーチ規制の政治過程をさらに特徴づける語として、「在特会」（12回、19位）が、東

アジア諸国との国際関係を示すと思われる、「中国」(15回、14位) や「北朝鮮」(9回、27位) がやや多く記述されている。これは、ヘイトスピーチを直接的に特徴づける「偏見」(9回) や、「悪口」(8回)、「侮辱」(7回) といった単語と同程度かそれより頻繁に記述されている点が興味深い。

その一方で、ヘイトスピーチの対象となるマイノリティ一般を想定していると考えられる「人種」(38回、4位) や「民族」(20回、9位) といった単語も多く記述されており、人々の「ヘイトスピーチ」の捉え方が、在日コリアンや東アジアの国際関係にとどまらないことも示している。それでは、ヘイトスピーチ規制を行う際に対立する価値観・原則に関する単語はどうであろうか。ここでは、「表現の自由」や「言論の自由」といった単語が考えられるが、これらは表1には見られない。実際に、「表現の自由」はわずか3回、「言論」は4回しか記されていなかった。もちろん多くの人は、ヘイトスピーチ規制の是非がこれらの概念や価値の対立の問題に帰着することに同意するだろうが、こうした発想は即座に想起される内容ではなかったようである。

しかしこの度数分布表は、同一回答者が同じ単語を繰り返し記述した場合もその数だけカウントしており、回答者ごとに何を書いたのかを全体として掴むには向かない集約方法になっている。そこで次に、同一回答者による単語の重複を除いて、回答者ごとに記述した単語をKJ法により体系的に分類・統合した結果を検討する。図1は、a群とb群のすべての自由記述回答と、c群の補足質問(cSQ1)のいずれかで各カテゴリーに属する単語を少なくとも1回書いた回答者の割合をまとめたものである。

図1の左側は回答者全員(N=281)を対象としたときに割合を、図の右側はそれぞれa群とb群に割り当てられた回答者の割合を示している。まず、この図においてもかなりの数の回答者(116名)が、「在日コリアン」(図中黒棒、最上位) または「東アジア諸国」(灰色棒、上から2番目) に関連する語を書いていたことが分かる。両カテゴリーに属する語を記述していたのは20名だったが、回答者全体の41%が、いずれかのカテゴリーに関連する語

日本の有権者は「ヘイトスピーチ」をどう理解していたか（村上剛）

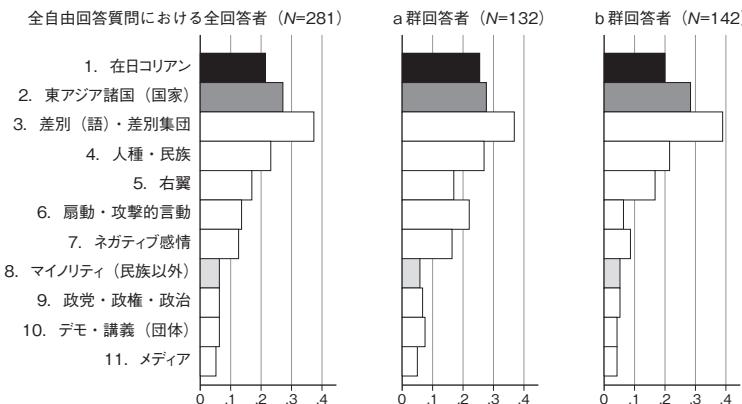


図1. 回答者が特定のカテゴリーに属する単語を記述した割合

を記述したことになる。a群とb群の最初の質問に答えた回答者の約半分は、その後、関連集団を挙げる質問（bSQ1とaSQ2）に答えているため、在日コリアンのような集団を記述する確率が高くなることはある意味当然かもしれない。しかしこの頻度と割合は、他の「マイノリティ（民族以外）」のカテゴリー（計17名、全体の6%）を圧倒している。質問に際して、在日コリアンに関する示唆を一切与えていないことを考慮すると、やはり「ヘイトスピーチ」という単語は、回答者に在日コリアンと東アジア諸国の政治を強く想起させていると考えられる。

それでは、a群とb群の最初の自由回答質問に答えなかった残り約半数のc群の回答者（N=294）はどうだろうか。この群の回答者の多くは、「ヘイトスピーチ」と言われても、すぐには特に何も思いつかなかつたと思われる。こうした回答者には、あらかじめ用意した単語リストから、思い浮かぶ単語を好きなだけ選ぶように求めた。図2はその選択結果をまとめたものである。

これによると、c群の質問に回答した203名のうち、約4分の1にあたる52名が「在日コリアン」（黒棒）を選択している。この選択確率は、概念的

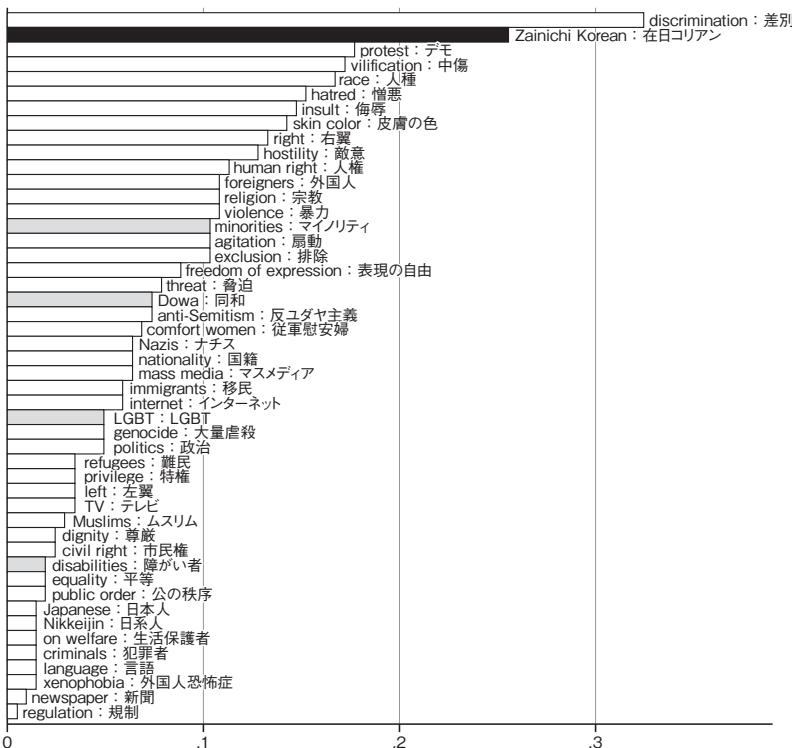


図2. 「ヘイトスピーチ」と聞いて思い浮かんだ単語として選択された割合  
(c群回答者 N=203)

には「在日コリアン」よりも広いカテゴリーであるはずの「マイノリティ」(灰色棒、中段、10%)を選択する確率の2倍以上であり、他の少数派集団と比べてもはるかに高い(図中に灰色棒で表示されている「同和」、「LGBT」、「障がい者」についてはいずれも、選択した回答者が10%未満であった)。自らは進んで自由回答に答えなかった回答者ですら、「ヘイトスピーチ」という単語から、在日コリアンを思い起こしているのである。この一方、「表現の自由」を選んだ回答者は18名(9%)であった。

さらに興味深いのは、「従軍慰安婦」(7%)や「特権」(3%)といった、

一般的なヘイトスピーチの意味・内容とは直接の関係がない単語を選んだ者も数名いたことである。しかし、ヘイトスピーチ規制の問題が、在日コリアンや東アジア諸国との関係をめぐる政治を反映して捉えられているとすれば、このことは理解できる。慰安婦問題は、日韓関係における政治的対立の中心にあり、また在特会は在日コリアンが日本で何らかの「特権」を享受していると（事実に反して）主張しているからである<sup>29)</sup>。

以上の検討を通じて、少なくとも多くの日本人が、ヘイトスピーチということばから在日コリアンや東アジア諸国を思いつくことが明らかとなった。このことはおそらく、ヘイトスピーチの解消および規制に関する政策が、これらの集団によってコード化されていることを強く示している。

## 5. まとめと考察

本稿の目的は、日本の人々が、ヘイトスピーチの解消または規制をどのように捉えていたのかを検討することであった。先行研究は、ヘイトスピーチの被害者に対する人々の態度が、ヘイトスピーチに関する政策選好をよく説明すること、ある政策に対する賛否は、その受益者と想定される集団との対立関係をめぐる政治問題としてコード化されうることが示されていた。本稿ではこれらの知見を、日本のヘイトスピーチ解消・規制政策へと応用し、日本人のヘイトスピーチに対する理解が、在日コリアンや日本と東アジア諸国との国際関係をめぐる政治を反映した、コード化されたものであるという仮説を唱えた。

2018年に行ったウェブ調査における自由記述質問への回答分析から、この仮説は強く支持された。つまり、「ヘイトスピーチ」という単語は、他に特段何も示唆しなくとも、回答者に在日コリアンや東アジア諸国を強く想起させることができた。そしてこのことは、想定される被害者と

---

29) 「特権」の主張とその妥当性については、以下を参照。師岡（2013）、前掲注1：野間易通『「在日特権」の虚構』河出書房新社、2015年。

してより広い意味での「マイノリティ」や、より具体的なマイノリティ集団、あるいは「表現の自由」といった抽象概念よりも明らかに強く想起されるものであった。

もっとも、本研究には限界がある。というのも、人々がヘイトスピーチに対処する政策問題に関する質問に回答するときも、在日コリアンをめぐる政治を念頭に置いて回答するのかは明確ではない。本稿で検討した自由回答記述からの大まかな推測では約3割の人はそうした考慮をしていると考えられるが、約15%は「ヘイトスピーチ」という語を聞いても何も思い浮かばないと答え、残りの約55%は在日コリアン以外の内容を想起していた。3割という割合は、ヘイトスピーチの問題が在日コリアンによりコード化されていると見做すのに十分なのだろうか。ヘイトスピーチと聞いてすぐに思いついた単語だからと言って、そのことを考慮して政策を判断するのだろうか。本稿での検討結果は一定の支持を与えるものの、ヘイトスピーチ問題がどの程度民族的にコード化されているのかについては、なお検討の余地が残っている。

もし人々がヘイトスピーチの解消・規制政策を考える際に、在日コリアンや東アジア諸国との国際関係をめぐる政治をある程度考慮していたとすると、本研究結果から得られる含意の1つは、この問題に対する人々の問題に対する理解が、その社会における特定の民族集団間関係によって制約される、あるいは変化しうるということである。日本の場合、それは日本人が在日コリアンをどのように見ているか、あるいはより広く言えば、日本社会が在日コリアンをどのように受け入れてきたかが、ヘイトスピーチ解消・規制政策や立法を左右する可能性がある、ということである。

一方で、ヘイトスピーチ規制をめぐる議論の中心は、社会的害悪の防止と表現の自由の保護という価値間の対立であり続けると思われる。本稿の知見は、この構造の性質を変えるものではないが、このような議論の枠組みに修正を求めるものである。なぜなら、人々の心の中でのヘイトスピーチ問題は、集団間関係の政治に位置づけられているようだからである。今

日本の有権者は「ヘイトスピーチ」をどう理解していたか（村上剛）

後のヘイトスピーチ解消・規制に対する人々の理解を追う研究は、価値間の対立だけでなく、規制の政治過程や社会の集団間関係との関連を検討する必要がある。

**【付記】** この研究は、JSPS 科研費基盤研究（B）「日本におけるヘイトスピーチの心的基盤と法規範形成の研究」（特設分野研究、課題番号：17KT005、研究代表者：西澤由隆）による助成を受けている。なお本稿は、2019年10月5日に開催された、日本政治学会研究大会の企画委員企画「ヘイトスピーチ規制の心的基盤の解明」にて発表した論文の一部を修正・加筆したものである。同研究会における討論にて、有益なご指摘とご質問を賜った稻増一憲氏と岡野八代氏に、深く感謝の意を表する。また、研究チームのメンバーである、西澤由隆氏、河野勝氏、荒井紀一郎氏、中條美和氏、金慧氏、広瀬健太郎氏にも調査設計や論文執筆に当たり、様々なご助言を頂いた。謝辞を表する。

